

法人税について令和 3 年度税制改正の内容を中小企業に対するものを中心に紹介します。

① 租税特別措置法による軽減税率（税率 15%）の適用期限を 2 年延長

中小企業者等の所得金額のうち年 800 万円以下の金額に対する法人税の税率を 15%（本則 19%）とする制度。

② 中小企業投資促進税制について、商業・サービス業等活性化税制の対象業種の追加等をしたうえで、適用期限を 2 年延長

中小企業者等が、特定機械装置等の取得等をした場合に 30%の特別償却又は 7%の税額控除ができる制度。

③ 商業・サービス業等活性化税制について、中小企業投資促進税制と統合の上、廃止

商業・サービス業等を営む中小企業者等が経営改善のために店舗改修などの設備投資を行った場合に 30%の特別償却又は 7%の税額控除ができる制度。

④ 中小企業経営強化税制について、経営資源集約化設備を追加したうえで、適用期限を 2 年延長

中小企業者等が特定経営力向上設備等の取得等をした場合に即時償却又は 7%（資本金 3,000 万円以下の法人は 10%）の税額控除ができる制度。

⑤ 中小企業における所得拡大促進税制の見直し

中小企業全体として雇用を守りつつ、賃上げだけでなく、雇用を増加させる企業を下支えする観点から、適用要件を見直したうえで適用期限を 2 年延長する。

⑥ 中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設

M&A 実施後に発生する中小企業の特有のリスク（簿外債務、偶発債務等）に備える観点から、M&A に関する経営力向上計画の認定を受けた中小企業者が、株式譲渡によって M&A を実施する場合（取得価額が 10 億円以下の場合に限る）において、株式等の取得価額の 70%以下の金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てたときは、その積立金額を損金算入できることとします。（計画の認定期限：令和 6 年 3 月 31 日）この準備金は、据置期間終了後、原則として、5 年間で均等額を取り崩して益金参入することとします。

⑦ 地域未来投資促進税制が一部見直しの上、適用期限を 2 年延長

6 月 16 日より「月次支援金」の申請受付が開始されます。

2021 年の 4 月以降に実施される緊急事態措置等の影響を受け、2019 年又は 2020 年の同月比で、売上が 50%以上減少した 2021 年の月があることが要件となります。

中小法人等：上限 20 万円/月 個人事業者等：上限 10 万円/月

また愛知県は同じく緊急事態措置等の影響を受け、2021 年 4 月～6 月の売上合計が、2019 年又は 2020 年の 4 月～6 月の売上合計と比較して 30%以上 50%未満減少していることを要件とした愛知県中小企業者等応援金の交付も発表しています（詳細未定）。

中小法人等：上限 40 万円 個人事業者等：上限 20 万円（交付は 1 回限り）

給付/交付要件等を確認した上、正しく活用していただくようお願いいたします。

前田の《ちょっと経営を考えよう》第 359 回

緊急事態宣言の延長期間に、6月1日から入りました。飲食業では、8時までに閉店しなければならないどころか、お酒を販売することもできなくなりました。コロナに感染する割合は、家族内20%以上、職場20%以上、そして飲食店は10%以下であるにも関わらず、こういった措置が取られました。小規模の飲食店の皆様は、廃業するしか術がない状況ではないかと思えます。

ところで、新型コロナウイルス発生源についての再調査を求める声が各国で上がっています。しかし、なかなか中国に対して強い態度に出ません。なぜでしょうか。よくよく分析しますと、「中国頼み」が強まる世界経済の流れ（特に発展途上国）のためかと思われまます。人口が多く消費欲があって、その他の中小国家の需要を支える力があるためです。強権力を発揮する国には注意しなければなりませんね。

さて事業を始めた以上、目的をしっかり持ち目的達成のために頑張っていけないと、事業を始めた価値がありませんね。そして目的を達成するためには、やはり少しでも会社等の規模を大きくし、社会に役立つように頑張らなければなりません。そこでトップの発揮すべき力・能力を下に記してみました。少しでもいいので実行し、せつかく作った企業を伸ばしていけるようお願いいたします。私自身も実行すべく努力していきたいものと思っています。

1. 専門力（技術力・知識力等）
2. 従業員はじめ、まわりの人と話しあうコミュニケーション力（支店や工場等を回っていますか？）
3. 他人の意見を聞いて参考にできる能力
4. 人のために、いい会社にし、いい商品・食品・サービス等を生み出す執念
5. いくつになっても勉強をする気力

なんとか実行し、いい企業にさせていただきたいと念じています。皆様、頑張ってください。負けて頑張ってください。

前田の《今人生を語る》第 264 回

めざめよ日本人（186）

日本は安保条約に守られている。したがって、中国等から攻められてもアメリカが守ってくれる…ほんとうですか？

アメリカのある人が言いました。「アメリカから中国は遠い。自分で自分の国を守ろうとしない日本を、アメリカ国民の命を落としてまで守る必要はあるか!」。まさにそうですね。自分達で自分の国を守るのはあたりまえです。戦国時代、武士は自分の国（お城）を守るために皆命をかけました。この気概はどこへ行ってしまったのでしょうか。